

(本州と北海道を連絡する鉄道施設の貸付けに関する特別措置)

第九条 旧債務等処理法附則第六条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法(昭和六十一年法律第九十号)附則第九条第二項第一号に規定する鉄道施設については、機構は、第十四条第一項の規定にかかるわらず、政令で定めるところにより、これを無償で貸し付け、又はその貸付料を減額することができる。

(国の無利子貸付け等)

第十条 国は、新幹線鉄道に係る鉄道施設の建設に関する事業の円滑な実施に資するため、当分の間、機構に対し、当該事業で日本電信電話株式会社の株式の払戻収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により機構に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である事業について当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 機構が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

6 機構は、第十七条第一項の規定にかかるわらず、第一項の規定により貸付けを受けた無利子貸付金及び第四項の規定により国から交付を受けた補助金については、助成勘定に繰り入れ、これらに相当する金額を建設勘定に繰り入れるものとする。

7 機構は、第十七条第一項の規定にかかわらず、前項の無利子貸付金の償還時においては、当該無利子貸付金の償還金に相当する金額を建設勘定から助成勘定に繰り入れるものとする。
(業務の特例)
第十一条 機構は、当分の間、第十三条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。
一 全国新幹線鉄道整備法第四条第一項に規定する建設線（以下この項において「建設線」という。）の全部又は一部の区間に係る事業の開始により当該建設線に係る同法第六条第一項に規定する當業主体がその全部又は一部を廃止した鉄道事業に係る路線の全部又は一部の区間ににおいて新たに他の者が鉄道事業を開始した場合であつて、当該区間に係る鉄道線路を使用する日本貨物鉄道株式会社が支払う使用料が増加するときにおいて、日本貨物鉄道株式会社に対し、政令で定めるところにより、助成金の交付を行うこと。
二 旧事業団法附則第十五条の規定による廃止前の船舶整備公団法（昭和三十四年法律第四十六号）、第十九条第一号の規定により改造された国内旅客船を第四条第六号イ又はロに掲げる者に、旧事業団法第二十条第一項第五号の規定により建造した貨物船（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）にいう近海区域を航行するものに限る。）を旧事業団法第十二条第九号の海上貨物運送事業者又は同条第十二号の貨物船貸渡業者に、それぞれ使用させ、及びこれらの船舶をこれらの者に譲渡すること。
三 内航海運組合法（昭和三十二年法律第百六十二条）第五十八条において準用する同法第八条第一項第五号に掲げる事業を行う内航海運組合連合会に対し、当該事業に必要な資金の一部を貸し付けること。
四 中央新幹線（平成二十三年五月二十六日全国新幹線鉄道整備法第七条第一項の規定により決定された整備計画に係る建設線をいう。以下この号において同じ。）の速やかな建設を図るため、中央新幹線に係る同法第六条第一項に規定する建設主体に対し、当該建設に要する費用に充てる資金の一部を貸し付けること。
五 都市鉄道に係る鉄道施設の建設又は政令で定める大規模な改良に関する事業を行う東京地下鉄株式会社に対し、当該事業に要する費

六 附則第三条第一項の規定による繰入れに必要な費用に充てるとともにその利子に係る収入による旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第一項に規定する旅客会社の経営の安定を図るため、当該旅客会社から長期借入金を借り入れること。

七 前号の規定による長期借入金の償還及び当該長期借入金に係る利子の支払を行うこと。

八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
機構は、第十三条及び前項に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一 当分の間、債務等処理法第十三条第一項から第三項まで並びに附則第七条第一項第二号及び第三号に規定する業務を行うこと。

二 平成二十四年三月三十一日までの間、債務等処理法附則第四条第一項第一号及び第三号に規定する業務を行うこと。

三 債務等処理法附則第四条第一項第二号及び

四 令和十三年三月三十一日までの間、債務等処理法附則第五条第一項及び第七条第一項第一号に規定する業務を行うこと。

五 機構は、第十三条及び前二項に規定する業務のほか、旧基金法附則第十条第二項の規定により基金が承継し、さらに、旧事業團法附則第七条第一項の規定により事業団が承継した債務のうち附則第三条第一項の規定により機構が承継するものの償還及び当該債務に係る利子の支払（これらに係る借入れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払を含む。）に関する業務、保有機構が改正前改革法第二十二条の規定により日本国有鉄道から承継した新幹線鉄道に係る鉄道施設に係る当該承継に伴う所有権の移転の登記に関する業務その他同項の規定による権利及び義務の承継に伴い必要となる業務を行うものとする。

六 第十三条第一項第五号の規定により機構が行う鉄道施設の建設又は大改良に係る事業であつて、旧公團法第二十二条第二項の規定による工事実施計画の指示を受けて公團が当該建設又は大改良を行つてしたもの（うち、同条第四項の規定による協議により割賦支払の方法により当該鉄道施設を譲渡することとされているものについては、同条の規定は、当該事業が終了す

るまでの間は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「第十九条第一項第四号」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第百八十号)」以下この条において「機構法」という。第十三条第一項第五号」と、「鉄道施設又は軌道施設」とあるのは「鉄道施設」と、「第八条事業者又は軌道経営者」とあるのは「鉄道事業者」と、「公団」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下この条において「機構」という。)」と、同条第二項中「大都市圏(政令で定める大都市及びその周辺の地域をいう。)」とあるのは「必要で、又は政令で定める建設若しくは大改良に該当するものとして特に必要であり」とあるのは「必要であり」と、「公団」とあるのは「機構」と、同条第四項中「公団」とあるのは「機構」と、「鉄道事業者又は軌道経営者」とあるのは「鉄道事業者」と、「鉄道施設又は軌道施設」とあるのは「鉄道施設」とする。

この法律の施行の際現に旧事業団法第二十条第一項第二号に掲げる業務に關し同条第七項の規定により事業団が締結している協定、同条第一項第八号の規定により事業団が締結している貸付契約及び同項第九号の規定により事業団が締結している保証契約に係る事業団の業務については、この法律の施行後は機構が行うものとし、これらの業務が終了するまでの間は、なおその効力を有する。

第一項第四号の規定による貸付金の貸付けに關し必要な事項は、政令で定める。

第一項第五号の規定による助成は、次条第一項の規定による認定を受けた事業について行うものとする。

第一項第五号の規定による貸付金の償還に關し必要な事項は、政令で定める。

第一項第六号の規定による長期借入金の利率、償還期間及び償還方法は、旅客会社の経営状況、市場金利の動向その他の事情を勘案して国土交通大臣が定める。

2 国土交通大臣は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る事業が通則法第二十九条第一項に規定する中期目標（以下この条において「中期目標」という。）において定める前条第一項第五号に掲げる業務の対象となる事業の基準に適合しており、かつ中期目標に定めた当該業務の実施に関し必要な他の事項に照らして当該事業に係る都市鉄道の整備を促進することが適切であると認めるときは、前項の規定による認定をするものとする。

3 國土交通大臣は、第一項の規定による認定を受けた事業が中期目標に定めた前項の基準に適合しなくなつたと認めるとき、正当な理由がないのに当該事業が適切に実施されていないと認めるとき、その他中期目標に照らして当該事業を前条第一項第五号に掲げる業務の対象とすることが適当でなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 國土交通大臣は、第一項の規定による認定をしたときは、その旨を機関に通知しなければならない。前項の規定により認定を取り消したときも、同様とする。

5 旧事業団法第二十二条第二項の規定による認定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

（財務大臣との協議）

第十三条 國土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 附則第十一條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公團法第二十二條第二項の規定による工事実施計画を定め、又は変更しようとするとき。

二 附則第十一條第九項の規定により同項の長期借入金の利率、償還期間及び償還方法を定めようとするとき。

三 前条第一項の規定による認定又は同条第三項の規定による認定の取消しをしようとするとき。

（日本鉄道建設公團法及び運輸施設整備事業団法の廃止）

第十四条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 日本鉄道建設公團法

二 運輸施設整備事業団法

（日本鉄道建設公團法及び運輸施設整備事業団法の廃止に伴う経過措置）

第十五条 旧公團法（第十条を除く。）、旧事業団法（第十一条を除く。）又は旧債務等処理法

(第十八条を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法、この法律又は新債務等処理法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十九条 附則第二条から第十五条まで、前二条及び第二十一条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成八年六月二日法律第七一
号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附 則 (平成一四年一二月一八日法律第七一
号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年だし、附則第十八条から第二十二条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年六月一一日法律第七一
号) 抄

(施行期日)

二号 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一〇
二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一
二六号) 抄

(施行期日)

三 附則第四十二条の規定 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第二百三十号)の公布の日又は公布日のいずれか遅い日

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一二七号) 抄

(施行期日)

附 則 (平成一六年六月二三日法律第一一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第三条の規定 国家公務員共済組合法等の一項を改正する法律(平成十六年法律第二百三十号)の公布の日又は公布日のいずれか遅い日

附 則 (平成一六年六月二三日法律第一一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第七条、第十条、第十三条及び第十八条並びに附則第九条から第十五条まで、第二十八条から第三十六条まで、第三十八条规定 平成十七年四月一日

附 則 (平成一六年六月二三日法律第一一五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十七条の規定 この法律の公布の日又は国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第二百三十号)の公布の日のいずれか遅い日

附 則 (平成一七年七月二六日法律第一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。

第八十一号) 第十九条の三の改正規定(「第八条第一項」を「第六条」に改める部分に限る。)を除く。)、附則第二十七条及び第二十八条の規定、附則第二十九条の規定(文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律(令和二年法律第十八号)第八条第二項の改正規定(第二十三条)を「第二十一条の五」に改める部分に限る。)を除く。)並びに附則第三十条及び第三十一条の規定(公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日